

## (外国籍市民用)日本国内で子どもが生まれた時の手続き一覧

届出人:父または母

手続	提出窓口	持って行くもの	注意事項
<input type="checkbox"/> 出生届	市民課 (本館 1 階①番窓口)、または 支所・出張所	・出生届(出生届と出生証明書は出産した病院でもらいます。出生証明書は出産した病院の先生が記入します) ・母子健康手帳 ・届出人の本人確認書類(在留カードなど)	生まれた日を含め <b>14 日以内</b> に届出してください。
<input type="checkbox"/> 住民登録			出生届と <b>同時に</b> 手続きします。 ※特別永住許可の対象者には別途案内があります。
国民健康保険に加入している方(その他の健康保険に加入している場合は勤務先で手続きしてください)			
<input type="checkbox"/> 国民健康保険の加入	国保年金課 (本館 1 階⑧番窓口)、または 支所・出張所	・届出人の本人確認書類  別紙の「出産育児一時金」をご確認ください。	住民登録の後に手続きします。
<input type="checkbox"/> 出産育児一時金の申請			海外で出産する場合は、出産した人が日本に帰国した後に申請してください。
<input type="checkbox"/> ごみ指定袋の交付	廃棄物対策課 (本館 1 階⑫番窓口)、または 支所・出張所	・母子健康手帳 ・届出人の本人確認書類(在留カードなど) ・マイバッグなど	
<input type="checkbox"/> 児童手当	こども家庭課 (本館 2 階⑬番窓口)、または 支所・出張所	・支給を受ける申請者の健康保険の資格情報が分かるもの ・届出人の本人確認書類(在留カードなど) ・マイナンバー確認書類 ・パスポート(国外から転入した保護者全員のもの) ・口座番号確認書類(支給を受ける申請者の預金通帳など)	添付書類が不足していても、生まれた日の翌日から <b>15 日以内</b> に申請してください。期限をすぎると手当の支給開始月が遅れます。
<input type="checkbox"/> こども医療費助成			・こどもの健康保険の資格情報が分かるもの ・届出人の本人確認書類(在留カードなど) ・マイナンバー確認書類 ・パスポート(国外から転入した保護者全員のもの)
<input type="checkbox"/> 赤ちゃん訪問	こども家庭課 本館 2 階⑬番窓口	QRコードから WEB 申請してください。 	出生届から <b>1 週間経過後</b> に手続きしてください。 <b>体重が 2500g 未満で生まれた赤ちゃんは、必ず手続きしてください。</b>
<input type="checkbox"/> 在留資格取得許可申請	広島出入国在留管理局	・出生届記載事項証明書または出生届の受理証明書 ・家族全員全記載の「住民票の写し」 ・父母の在留カード ・父母のパスポート ・母子健康手帳 ・父母の課税証明書 ・父母の納税証明書	生まれた日を含め <b>30 日以内</b> <b>出生した日から 60 日を経過して在留資格を取得していない場合は、住民票が抹消され、国民健康保険や児童手当などを受けられなくなります。</b>
<input type="checkbox"/> パスポートの発行申請	子どもの国籍国である在日大使館(領事館)	詳細は、在日大使館(領事館)に確認してください。 ※パスポートの発行申請は、在留資格取得申請のあとも大丈夫です。	

【例】2025 年 9 月 1 日(月)に、子どもが日本国内で生まれた場合

- ①出生届と住民登録:9 月 16 日(火)までに手続きしてください。生まれた日を含め 14 日目の 9 月 14 日は日曜日、翌日 9 月 15 日は祝日のため翌開庁日の 16 日が届出期間の末日。(9 月 2 日(火)と 9 月 3 日(水)に生まれた場合も、9 月 16 日(火)が出生届の届出期間の末日)
- ②児童手当:9 月 16 日(火)までに手続きしてください。
- ③乳幼児等医療費助成:9 月 12 日(金)までに手続きしてください。
- ④在留資格取得許可申請:9 月 30 日(火)までに手続きしてください。